

## マイナンバー制度について ～中央会夏期セミナーを開催～



7月30日(木)津市で、井上新 経営会計事務所 所長 井上新氏を講師に招き、「マイナンバー制度の概要と中小企業に求められる対応の留意点～マイナンバーで世の中が変わる～」をテーマに夏期セミナーを開催し、組合役員等約80名が参加しました。

井上氏は、マイナンバーが10月に簡易書留により送られ、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで必要になることを説明し、企業等がまず行うことは、従業員等が

住所の届出を正しく行っているかの確認、マイナンバー通知カードが届いた後は、提出を依頼することであると述べました。

更に、番号制度導入によるメリットとして、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報照会・提供を行うことが可能となることや、社会保障給付等の申請を行う際に申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることなどを述べました。

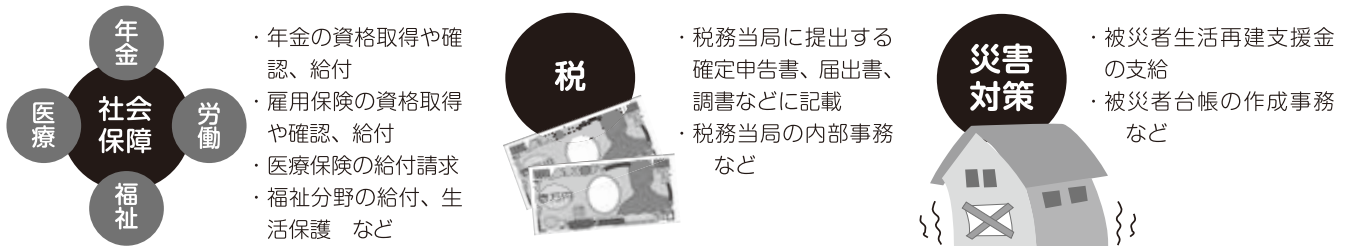
続いて、株式会社富士通マーケティング 中部営業本部東海支社三重支店 支店長 佐々木 公也氏からシステムにおけるマイナンバー管理の考え方、管理の課題、システム化推奨例について説明がありました。



井上新氏



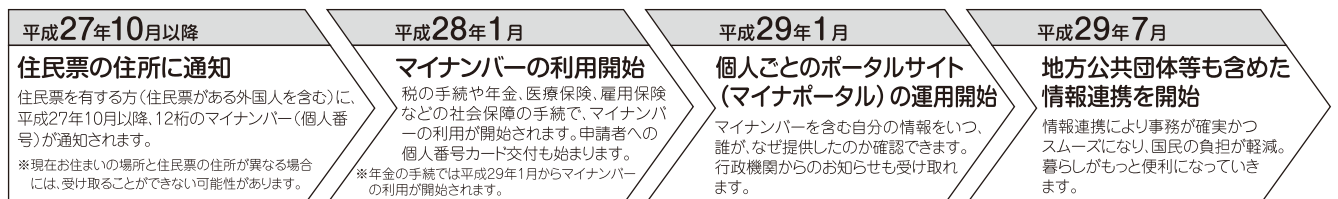
マイナンバー(社会保障・税番号)とは国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きにしか使えません。

※社会保障・地方税・災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

### ●今後のスケジュール



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

■マイナンバー制度に関するお問い合わせは

平日9時30分～17時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)

マイナンバー  
**0570-20-0178** (全国共通 ナビダイヤル)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は050-3816-9405におかけください。  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。※外国語対応(英語)は0570-20-0291におかけください。

※マイナポータルとは、自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトのことです。

(政府広報オンラインより抜粋)